

北谷町における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画



平成28年5月

北 谷 町 長
北谷町議会議長
北谷町教育委員会
北谷町選挙管理委員会
北谷町代表監査委員

北谷町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

北谷町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、北谷町長、北谷町議会議長、北谷町教育委員会、北谷町選挙管理委員会、北谷町代表監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

第1 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

第2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

北谷町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、各任命権者と連携し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

第3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

1 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

◎ 管理的地位（課長職及び部長職）にある職員に占める女性割合を、平成27年度（6.9%）より4%以上引き上げ、11%以上とする。

平成27年度 管理職の女性割合

	部長職	課長職	管理職計
男性	6人	21人	27人
女性	0人	2人	2人
合計	6人	23人	29人
女性割合	0%	8.7%	6.9%

2 男性職員の父親となる職員の特別休暇取得率（※）

◎ 父親となる職員の特別休暇の取得率を100%とする。

※ 父親となる職員の特別休暇

- (ア) 配偶者の出産に伴う休暇（出産補助休暇）（北谷町職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 16 条別表第 2 第 24 号）
- (イ) 配偶者の産前 8 週間前から産後 8 週間までの間子を養育する休暇（育児参加）（北谷町職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 16 条別表第 2 第 25 号）

3 男性職員の育児休業取得率

◎ 育児休業を取得する男性の割合を 13%以上とする。

平成 26 年度 男性の父親となる職員の特別休暇及び育児休業の取得率

	対象職員	取得人数	取得率
出産補助休暇	8 人	5 人	62.5%
育児参加		2 人	25.0%
育児休業		1 人	12.5%

第 4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

- 1 平成 28 年度も継続して、定期人事異動基本方針に基づき女性職員を多様なポストに積極的に配置、登用するように努める。
- 2 平成 28 年度も継続して、女性職員を対象とした市町村中央研修所等の女性リーダー研修を広く周知し、派遣を積極的に進める。
- 3 平成 28 年度から育児休業取得対象の男性職員の出産に関する申請時に男性の父親となる職員の特別休暇及び育児休業等に関する手続き、情報等について分かりやすい手引きを作成し、周知する。又、手引きについては職員掲示板（Web-Magic）で閲覧できるようにし、子育てをする男性以外の全職員に対しても周知し、理解を促すとともに、これまでより男性が育児休業をとりやすい環境の改善に努める。